フェイスシート

+	_	Ľ	ス	種	別
		_	/\	浬	ノノリ

地域密着型通所介護

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名												
代表者職名・氏名												
事業所番号												
フリガナ												
事業所名												
住所	(〒 -)											
連絡先	電話	:					FΑ〉	(
建裕元	メールアト	ドレス										
開設年月日		昭和	和・平成		4	Ŧ		月		日		
指定年月日			平成		年		J	╡	日			
管理者	職名						氏名					
記載担当者	職名						氏名					

地域密着型通所介護

根拠条文略称

- ①法・・・・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
- ②則・・・・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚令第36号)
- ③運営基準・・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚労令第34号)
- ④予防基準・・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第36号)
- ⑤介護条例・・八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第40号)
- ⑥予防条例・・八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第41号)

自己点検シート (地域密着型通所介護)

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条	根拠条		検結 不適		「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
I 人自	 員基準	例)	令)	旭	小心	当	417/A (/////A-1/
1 八 5 1 従業者の		介護条例	運営基準				
員数	①提供日ごとに、当該サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)において、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員の勤務延時間数の合計を提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっていますか。						
	②生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されていますか。						
	(2) 【看護職員】(利用定員が10人を超える場合) ①単位ごとに、専ら当該サービスの提供にあたる看護職員(看護師又は准看護師)を1名以上配置していますか。	介護条例 第59条の3	運営基準 第20条				
	※提供時間帯を通じて専従とする必要はないが、提供時間帯を通じて、通所介護事業所と 密接かつ適切な連携が必要。						
	※以下のいずれの要件を満たしている場合についても看護職員が確保されているものとする。						
	(1)病院、診療所、訪問看護ステーション との連携により、看護職員が営業日ごと に健康状態の確認を行っていること。						
	(2)病院、診療所、訪問看護ステーションとの提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携が図られていること。						
	②利用者の数(実人員)が10人以下の日でも 配置していますか。						
	③次のいずれかの資格を有する者ですか。 看護師、准看護師						
	(3) 【介護職員】 ①単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定事業所の介護の提供に当たる介護職員を確保していますか。 ※提供時間数 当該単位における平均提供時間数 利用者(第一号通所事業に係る指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所の事業と当該第一号通所事業とが高しての事業がで一体的に運営され事業のは当該第一号通所事業の利用者。)ごとの提供時間数の合計・利用者数 ※単位ごとに確保すべき介護職員の勤務延時間数 (1)利用者数が15人まで単位ごとに確保すべき勤務延時間数 (1)利用者数が15人まで単位ごとに確保すべき勤務延時間数 (2)利用者数16人以上単位ごとに確保すべき勤務延時間数 (2)利用者数16人以上単位ごとに確保すべき勤務延時間数		運営基準 第20条				
	②単位ごとに常時1名以上を配置していますか。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、他の指 定地域密着型通所介護の単位の介護職員等と して柔軟な配置を行うことが可能。						

LW-7 C	74-57 ÷ -7	根拠条	根拠条		検結		 「不適」の場合の事由及び
点検項目	確認事項	文 (条 例)	文(省 令)	適	不適	非該当	改善方法 (別紙可)
	(4) 【機能訓練指導員】 ① 機能訓練指導員を1名以上配置しています か。(常勤要件や専従要件はない) ※個別機能訓練加算(I)を算定する場合 は、サービス提供時間を通じて、常勤専従の	介護条例 第59条の3	運営基準 第20条				
	機能訓練指導員を配置。 ② 機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)が配置されていますか。						
	※利用定員や加算算定の有無にかかわらず、 資格を有する機能訓練指導員を配置する必要 がある。※利用者の日常生活やレクリエーション、行 事を通じて行う機能訓練については、当該事 業所の生活相談員又は介護職員が兼務して						
	行っても差し支えない。 (5) 【その他】 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。	介護条例 第59条の3	運営基準 第20条				
	(6) 【利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等】 ①単位ごとに、専従の介護職員又は看護職員を	介護条例 第59条の3	運営基準 第20条				
	常時1人以上配置していますか。 ②生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、 1人以上は常勤を配置していますか。						
2 管理者	【管理者】 専らその職務に従事する常勤の管理者ですか。 ただし、管理上支障がない場合は、(1)又は(2) との兼務可。	介護条例 第59条の4	運営基準 第21条				
	(1) 当該事業所のその他の職務(地域密着型通所介護従業者)。 (2) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務=管理業務とする。						
	※兼務する職務が該当事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。 ※兼務不可の例						
	=通所介護管理者と訪問介護員(専従) =通所介護管理者と入所施設看護・介護 職員(専従)						

点検項目	確認事項	根拠条 文 (条 例)	根拠条 文(省 令)		検結 不適		「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)				
Ⅱ 設備	基準	1237	13 /			=					
1設備及び 備品等	(1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品等を備えていますか。	介護条例 第59条の5	運営基準 第22条								
	(2) 【食堂、機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さが あり、その合計した面積は3平方メートルに利 用定員を乗じて得た面積以上となっています か。										
	※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、 且つ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所 として可。										
	(3) 【相談室】 遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしない よう配慮されていますか。										
	(4) 【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に 設置されていますか。										
	(1)の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域 密着型通所介護以外のサービス(お泊りデイ (5) 等)を提供している場合、サービス開始前に市 へ届出を行っていますか。										
Ⅲ 運営	<u>├────────────────────────────────────</u>										
1内容及び 手続きの説 明及び同意	(1) 事業所の概要、重要事項(※)について記した 文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明 を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 重要事項に関する規程の概要、勤務体	介護条例 第59条の 20 (第9条 準用)	運営基準 第37条 (第3条の 7準用)								
	制、その他事故発生時の対応等、利用者の サービス選択に資すると認められる事項										
2提供拒否 の禁止	ありませんか。	第59条の 20 (第10 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の8準 用)								
3サービス 提供困難時 の対応	用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、 適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速や かに取っていますか。		運営基準 第37条(第 3条の9準 用)								
4 受給資格 等の確認	者証に認定審査会意見が記載されている場合に は配慮して介護サービスを提供していますか。	介護条例 第59条の 20(第12 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の10準 用)								
5要介護認 定の申請に 係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、 既に要介護認定の申請をしているかを確認して いますか。	介護条例 第59条の 20 (第13 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の11準 用)								
	(2) 利用者が要介護認定を申請していない場合、利 用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われる よう必要な援助を行っていますか。										
6 心身の状 況等の把握	(1) サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の 状況等の把握に努めていますか。	介護条例 第59条の6	運営基準 第23条								
7居宅介護 支援事業者 等との連携	(1) 介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	介護条例 第59条の 20 (第15 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の13準 用)								
8法定代理 受領サービ スの提供を 受けるため の援助	(1) 利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	介護条例 第59条の 20 (第16 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の14準 用)								

- IA-T-		7m-27 =	根拠条	根拠条		検結	-	「不適」の場合の事由及び
点検項目		確認事項	文 (条 例)	文(省 令)	適	不適	非該 当	改善方法 (別紙可)
9居宅サー ビス計画に 沿ったサー ビスの提供	(1)	居宅サービス計画が作成されている場合は、当 該計画に沿ったサービスを提供していますか。	介護条例 第59条の 20 (第17 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の15準 用)				
10居宅サー ビス計画等 の変更の援 助	(1)	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場 合は必要な援助を行っていますか。	介護条例 第59条の 20 (第18 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の16準 用)				
11サービス 提供の記録	(1)	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書 面に記録していますか。	介護条例 第59条の 20 (第20	運営基準 第37条(第 3条の18準				
	(2)	利用者から申出があった場合には、文書の交付 その他適切な方法により、その情報を利用者に 対し提供していますか	条準用)	用)				
12利用料等 の受領	(1)	者負担分の支払を受けていますか。	介護条例 第59条の7	運営基準 第24条				
	(2)	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額が生じないようにしていますか。						
	(3)	下記のサービスの提供に当たっては、予め利用 者又はその家族に対し、当該サービスの内容及 び費用について説明を行い、同意を得ています か。						
		①利用者の選定により通常の事業の実施地域 外の地域に居住する利用者に対して行う送迎 に要する費用						
		②通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用						
		③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用						
	(4)	【領収証】 ①サービスの提供に要した費用について支払を 受ける際、利用者に対し領収証を交付していま すか。	法第41条 第8項· 則第65条	法第41条 第8項· 則第65条				
		②上記①の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。						
13保険給付 の請求のた めの証明書 の交付		所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、 サービス提供証明書を利用者に交付しています か。	介護条例 第59条の 20(第22 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の20準 用)				
14指定地域 密着型通所 介護の基本	(1)	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	介護条例 第59条の8	運営基準 第25条				
取扱方針	(2)	自らその提供する指定地域密着型通所介護の質 の評価を行い、常にその改善を図っています か。						

			根拠条	根拠条	点	検結	果	「不溶」の担合の声中でで
点検項目		確認事項	文 (条 例)	文 (省 令)		不適		「不適」の場合の事由及び 改善方法 (別紙可)
15指定地域 密着型通所 介護の具体 的取扱方針	(1)	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	介護条例 第59条の9	運営基準			1	
	(2)	利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれ ぞれの役割を持って日常生活を送ることができ るよう配慮して行っていますか。						
	(3)	サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画ー的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。						
	(4)	従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族 に対し、サービスの提供方法等について、理解 しやすいように説明を行っていますか。						
	(5)	サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩 に対応し、適切な介護技術をもってサービスの 提供を行ってますか。						
	(6)	常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、 相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な サービスを利用者の希望に沿って適切に提供し ていますか。						
16地域密着型通所介護計画の作成	(1)	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。	介護条例 第59条の 10	運営基準 第27条				
	(2)	既に居宅サービス計画が作成されている場合 は、その計画の内容に沿って地域密着型通所介 護計画を作成していますか。						
	(3)	地域密着型通所介護計画の作成に当っては、そ の内容について利用者又はその家族に対して説 明し、利用者の同意を得ていますか。						
	(4)	地域密着型通所介護計画を作成した際には、当 該計画を利用者に交付していますか。						
	(5)	それぞれの利用者について、地域密着型通所介 護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の 達成状況の記録を行っていますか。						
17利用者に 関する市町 村への通知	(1)	地域密着型通所介護を受けている利用者が次に 該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその 旨を市へ通知していますか。	介護条例 第59条の 20 (第28 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の26準 用)				
		①サービス利用に関する指示に従わないこと により要介護状態の程度を増進させたと認め られる場合						
		②偽りその他不正な行為により給付を受けた 又は受けようとした場合						
18緊急時等 の対応	(1)	サービスの提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治の医師へ連絡を行う 等の必要な措置を講じていますか。	介護条例 第59条の 20 (第53 条準用)	運営基準 第37条(第 12条準用)				
19管理者の 責務	(1)	指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理 及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行っていますか。	介護条例 第59条の 11	運営基準 第28条				
	(2)	従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守さ せるため必要な指揮命令を行っていますか。						

占投语口			根拠条	根拠条		検結		「不適」の場合の事由及び
│ 点検項目 │	推 心 争块	文 (条 例)	文(省 令)	適	不適	非該当	改善方法 (別紙可)	
20運営規程	(1)	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・指定地域密着型通所介護の利用定員 ・指定地域密着型通所介護の内容及び 利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・その他運営に関する重要事項	介護条例 第59条の 12	運営基準 第29条				
21勤務体制 の確保等	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。		運営基準 第30条				
	(2)	当該事業所の従業者等によってサービスを提供 していますか。(ただし、利用者の処遇に直接 影響を及ぼさない業務は除く)						
	(3)	従業者に対して研修の機会を確保しています か。						
22定員の遵 守	(1)	利用定員は守られていますか。 (ただし、災害 その他のやむを得ない事業がある場合は可)	介護条例 第59条の 14	運営基準 第31条				
23非常災害 対策	(1)	非常災害が発生した場合における利用者の安全 の確保のための体制、避難の方法等を定めた計 画 (「事業所防災計画」) を策定し、事業所の 見やすい場所に掲示してありますか。	介護条例 第59条の 15	運営基準 第32条				
	(2)	事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。						
	(3)	非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が 当該地域密着型通所介護事業所において当面の 避難生活をすることができるよう、必要な食 糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に つとめていますか。						
24衛生管理 等	(1)	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	介護条例 第59条の 16	運営基準 第33条				
	(2)	食中毒及び感染症の発生、まん延を防止するための必要な措置を講じていますか。また、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、 綿密な関係を図っていますか。						
25掲示	(1)	運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込 者のサービスの選択に資すると認められる重要 事項を事業所内に掲示していますか。	介護条例 第59条の 20 (第34 条準用)	運営基準 第37条(第 3条の32準 用)				
26秘密保持 等	(1)	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	介護条例 第59条の 20(第35条 準用)	運営基準 第37条(第 3条の33準 用)				
	(2)	サービス担当者会議等において利用者及びその 家族の個人情報を用いる場合の同意を書面によ り得ていますか。(サービス提供開始時におけ る包括的な同意で可)						
27広告	(1)	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	介護条例 第59条の 20(第36条 準用)	運営基準 第37条(第 3条の34準 用)				

- ₩-=□		Th-31 =	根拠条	根拠条		検結		「不適」の場合の事由及び	
点検項目		確認事項	文(条 例)	文(省 令)	適	不適	非該 当	改善方法 (別紙可)	
28居宅介護 支援事業者 に対する利 益供与の禁 止		居宅介護支援事業者(※)又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第59条の	運営基準 第37条 (第 3条の35準 用)					
		※ 介護予防事業においては、介護予防支援 事業者							
29苦情処理	(1)	めの仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。	介護条例 第59条の 20(第38条 準用)	運営基準 第37条(第 3条の36準 用)					
		苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 無 相談窓口担当者 :							
	(2)	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。							
30地域との 連携等	(1)	サービス提供に当っては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	介護条例 第59条の 17	運営基準 第34条					
	(2)	おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し 活動状況を報告し、その評価を受けるととも に、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてい ますか。							
	(3)	運営推進会議で出された報告、評価、要望、助 言等についての記録を作成し、これを公表して いますか。							
	(4)	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域 との交流を図っていますか。							
	(5)	事業の運営に当たっては、提供した指定地域密 着型通所介護に関する利用者からの苦情に関し て、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行 う事業その他の市町村が実施する事業に協力す るよう努めていますか。							
31事故発生 時の対応	(1)	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無: 有 ・ 無	介護条例 第59条の 18	運営基準 第37条(第 3条の38準 用)					
	(2)	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速 やかに行なっていますか。							
		→損害賠償保険への加入: 有 · 無							
	(3)	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。							
32記録の整 備		従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備していますか。	介護条例 第59条の 19	運営基準 第36条					
	(2)	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5</u> 年間保存していますか。							
		①地域密着型通所介護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③利用者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥従業者に関する記録のうち、従業者の勤務 体制についての記録 ⑦会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出した記録							

点検項目	確認事項	根拠条 文(条 例)	根拠条 文(省 令)	検結 不適	果 非該 当	「不適」の場合の事由及び 改善方法 (別紙可)
33会計の区 分	(1) 他の事業との会計を区分していますか。		運営基準 第37条(第 3条の39準 用)			
Ⅳ 変見	更の届出等					
1変更の届 出	指定密着型サービス事業者は、当該指定に係る 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で 定める事項に変更があったとき、又は休止した 当該指定密着型サービスの事業を再開したとき は、厚生労働省令で定めるところにより、十日 以内に、その旨を市町村長に届け出ています か。	の5第1項	法第78条 の5第1項 則第131条 の13			
	①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所					